

川崎市ライフライン連絡会議設置要綱

(趣旨)

第1条 災害対策について、川崎市（以下「本市」という。）及びライフライン事業者（以下「事業者」という。）並びに事業者間の情報交換を図り、連携を推進するため、川崎市ライフライン連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議する。

- (1) 災害対策に係る本市及び事業者並びに事業者間の情報交換に関すること。
- (2) 災害応急対策業務の実施体制に関すること。
- (3) その他必要な事項の調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は別表に掲げる事業者及び行政機関の所属の者をもって構成する。

(会議)

第4条 連絡会議は、川崎市総務企画局危機管理監（以下「危機管理監」という。）が招集し、その会議の議長となる。

- 2 危機管理監は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に連絡会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、川崎市総務企画局危機管理室において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は連絡会議において定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

ライフライン 事業者	東日本電信電話株式会社神奈川事業部
	東京電力パワーグリッド株式会社川崎支社
	東京ガス株式会社川崎支店
行政機関	総務企画局
	川崎区役所
	幸区役所
	中原区役所
	高津区役所
	宮前区役所
	多摩区役所
	麻生区役所
上下水道局	